

柱上変圧器リサイクルセンターの設置許可について

当社は、広島県安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目の当社所有地内に設置を計画しています「柱上変圧器リサイクルセンター」について、本日、広島県から当センター設置に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建築基準法」に基づく施設設置許可をいただきましたのでお知らせします。

当センターは、当社が保有する極微量のポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む絶縁油が混入していた可能性のある柱上変圧器の容器を部材毎に解体・選別した後、国からも安全性が認められている「真空加熱分離法」により部材に付着している絶縁油を分離したうえで、解体部材を資源としてリサイクルする施設であり、安全と環境に配慮した設計としています。

引き続き、地元の皆様をはじめ関係各方面からのご理解とご協力をいただきながら、安全確保、環境保全に万全を期し、建設に向けて準備を進めてまいります。

<施設の概要>

施設名称	柱上変圧器リサイクルセンター
計画地	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜四丁目 (当社坂総合スポーツセンター用地の一部)
敷地面積	約2万m ²
処理方法	真空加熱分離法
稼働時間	24時間連続運転
処理能力	最大31t／日

以上

>>参考

関連リンク

[・PCB無害化処理の取り組みについて](#)

極微量のPCBを含む柱上変圧器の処理について

PCBは、燃えにくい、電気を通しにくい等、化学的に安定していることから、電気絶縁油や熱媒体をはじめとした様々な用途に用いられていましたが、昭和40年代にその有害性が問題となり、製造、新たな使用が禁止されました。

以後、当社はPCBを使用したことはありませんが、平成元年に、再生絶縁油を使用していた柱上変圧器から極微量のPCBが検出されました。

その後の調査においてもPCBの混入原因が判明しないことから、再生絶縁油を使用していた平成元年以前の柱上変圧器すべてをPCBが極微量混入しているものと捉え、当社資材センターで回収・抜油のうえ、空容器は広島市およびその近郊で保管し、抜き取った絶縁油は専用のタンクに保管してきました。

一方、PCBの処理については、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、事業者に対して15年以内(平成28年7月まで)の処理が義務づけられました。

当社としてもこのような情勢を受け、事業者としての責任を全うするため、容器を解体・分別したうえで、少量付着した絶縁油を分離し、容器の部材をリサイクルするための施設を設置するものです。

なお、分離した極微量のPCBを含む絶縁油については、広島市南区に建設中の「絶縁油リサイクルセンター」で無害化処理することとしています。

真空加熱分離法について

真空加熱分離法とは、液体の沸点は減圧下では低下し、低温で沸騰する物理現象を利用し、真空炉において解体・選別した部材を200℃、6.7Pa(約1万分の1気圧)に加熱することにより、絶縁油を蒸発させて部材と分離する方法で、燃焼に伴う排ガスが発生せず、環境への影響がほとんどなく、国からも安全性が認められています。

柱上変圧器リサイクルセンター設置許可までの主な経緯

- 平成15年 7月 地元の皆様へ事業概要の説明を開始。
- 平成16年 10月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条」に基づき、施設の設置許可申請書を広島県に提出。
- 平成17年 5月 「建築基準法第51条ただし書」に基づき、施設の設置許可申請書を広島県に提出。
- 平成17年 8月 広島県都市計画審議会でも本処理施設設置を了承。
- 平成17年 9月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建築基準法」に基づく施設設置許可証を受領。